

上柴中学校自転車通学のきまり

- 1 学校が指定した自転車通学許可区域に居住し、自転車通学を希望する者は、「**自転車通学許可願**」を保護者と連署の上、校長に願ひ出る。
- 2 許可された場合は、鑑札(有料)を交付する。鑑札は自転車の後尾にとりつける。
- 3 通学用自転車は、次のようなものを利用する。



- ①軽快車（通称ママチャリ）を利用する。（電動式を除く）
（前かご、荷台、ベル、ライト、反射板があるもの）
- ②ハンドルの形はM字型のものにする。
- ③サドルは地面に両足がつく高さにする。
- ④スタンドは片スタンドでないものとする。
- ⑤色は特に指定はない。（グレーやシルバーを基調としたもの使用する生徒が多い。）
- ⑥不要なアクセサリをつけたり、改造したりしていないものとする。

- 4 自転車通学者は必ずヘルメットを着用する。
小学校で使っていたものでも可。色、形に指定はないが、「SG マーク」が付いているものを使う。
- 5 自転車には警察署発行の自転車登録標識をはりつける。
- 6 雨の日にはカッパを着ること。（カサをさして自転車に乗ることは禁止）
- 7 自転車が整備されていない時は直ちに自転車通学を停止する（改善まで）。
- 8 **「自転車通学のきまり」を守れない時は自転車通学を一定期間停止する。**



○下記の違反を行った自転車通学者（部活動時の利用を含む）に対して、一定期間の許可取消を行う。

- ・並列走行を行った者 ・一時停止を怠った者 ・道路の右側を走行した者
- ・ヘルメットをかぶらずに運転した者（あごひもを着用すること）
- ・傘差し運転を行った者 ・二人乗り運転を行った者 ・無灯火運転を行った者
- ・その他、道路交通法に照らして、学校が危険行為とみなした運転を行った者

- 1 回目：1 週間の許可取消
- 2 回目：1 ヶ月の許可取消
- 3 回目：無期限の許可取消

※事実確認の上、保護者に連絡をし、許可の取り消しを行うこととする。

- 9 疾病等の理由により臨時に短期間自転車を通学に利用したい時は校長の許可を得て、上記のきまりに準ずる。
- 10 自転車通学許可区域 **※別紙地図参照**
- 11 休業日に部活動で自転車通学を希望する者は、「休日・長期休業中の自転車通学に関する申請書」を保護者と連署の上、校長に申請する。
- 12 休日・長期休業中の部活動時自転車通学許可のステッカー(鑑札)を自転車の後ろに貼る。
- 13 自転車は決められた場所（北門側の駐輪場）に置き、**必ず施錠**する。
- 14 **校内では、自転車には乗らず、押して行く。**

埼玉県では自転車の保険への加入は義務になっています。保険への加入を必ず行うよう、よろしくお願いいたします。